



3月中に お住まいの市町村を通じて

新しい保険証

(後期高齢者医療被保険者証)



をお届けします。

- ・4月から「後期高齢者医療制度」が始まります。
- ・対象となる方の保険証は、1人に1枚です。
- ・限度額適用・標準負担額減額認定を受けている方には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をあわせてお届けします。

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 平成21年7月31日

被保険者番号 XXXXXXXX

住 所 秋田市山王四丁目2番3号

氏 名 広域 太郎

生 年 月 日

資格取得年月日

有効期日

交付年月日

一部負担金の割合

みほん

性 別 男

昭和 8年 2月 1日

平成 20年 4月 1日

平成 20年 4月 1日

平成 20年 4月 1日

1割

保 険 者 番 号

3 9 0 5 X X X X

保 険 者 名 秋田県後期高齢者医療広域連合

4月からは新しい保険証を医療機関にお持ちください。

後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ

秋田県後期高齢者医療広域連合

総務課 ☎018-838-0610 業務課 ☎018-853-7155

F010-0951 秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館1階 <http://www.akita-kouiki.jp/>

被保険者証の送付に関して手数料は一切かかりません。
詐欺には十分ご注意ください。